森田　一義　横浜市西区久保町一五七
大橋　一雄　横浜市西区平沼一―六
大浦　直巳　横浜市南区前里町三―七五
矢ノ木長之助　横浜市南区若宮町二―七
松井政次郎　横浜市鶴見区下末吉五二四
永野　利一　横浜市瀬谷区瀬谷町四四

**配当公告**

北海道旭川市宮下通九丁目七六六番地キタノビル
　破産者　太陽舗道株式会社
右の者に対する旭川地方裁判所平成二十年(フ)第三九三号破産事件の第二回配当を行うので、次のように公告する。
一、配当手続に参加することができる債権の総額
　金七五八、一四二、三七八円
一、配当をすることができる金額
　金七五、八一四、二三八円
平成二十一年十一月十一日
　北海道旭川市一条通一二丁目二〇八二番地の二
　破産管財人　八重樫和裕

**配当公告**

東京都渋谷区円山町二八番一号
　破産者　株式会社ＣＣＦ
右の者に対する東京地方裁判所平成十九年(フ)第二六四四五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
　金一、一九五、八二八、八六〇円
一、配当することのできる金額
　金一八、九八二、五一〇円
平成二十一年十一月十一日
　東京都港区虎ノ門四―三―一城山トラストタワー三一階
　破産管財人　土岐　敦司

**配当公告**

大阪市中央区伏見町四丁目一番一号
　破産者　近藤産業株式会社
右の者に対する大阪地方裁判所平成二十年(フ)第三九四二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
　一般債権　金二一、〇五七、三五五、〇二六円
一、配当することのできる金額
　一般債権　金二、二四五、一一五、九九四円
平成二十一年十一月十一日
　大阪市北区中之島二丁目二番二号大阪中之島ビル四階
　破産管財人　小寺　史郎

普通株式　三十株　無
普通株式　三十株　無
普通株式　三十株　無
普通株式　三十株　無
普通株式　十五株　無
以上

**配当公告**

長崎市西山四丁目四七四番地六
　破産者　株式会社崎陽
右の者に対する長崎地方裁判所平成十九年(フ)第九六〇号破産事件の中間配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
　金八七四、五二四、三二六円
一、配当することのできる金額
　金四七、四六二、四一二円
平成二十一年十一月十一日
　長崎市万才町三番四号大和生命ビル五階
　破産管財人　國弘　達夫

**配当公告**

宮崎県宮崎市大字田吉四九六八番地一〇
　破産者　川越　哲
右の者に対する宮崎地方裁判所平成二十年(フ)第六九〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
　金六二、〇二二、七一六円
一、配当することのできる金額
　金二、六三六、七〇九円
平成二十一年十一月十一日
　宮崎市別府町六番一号ひまわりビル二階
　破産管財人
　弁護士法人松田共同法律事務所

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍北海道函館市新川町一五番地の一、最後の住所北海道函館市新川町五番一一号
　被相続人　亡　木村　テル
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十一年十一月十一日
　北海道函館市本通一丁目一四番一二号
　相続財産管理人　藤田　徹

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍仙台市泉区山の寺三丁目四番、最後の住所仙台市泉区山の寺三丁目四番五号
　被相続人　亡　後藤　利行
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十一年十一月十一日
　仙台市青葉区大町一丁目二番一号ライオンビル八階
　相続財産管理人　弁護士　阿部　弘樹

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍仙台市青葉区一番町一丁目五六番地、最後の住所東京都江戸川区東篠崎一丁目七番三一―三〇号
　被相続人　亡　小野寺元之
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十一年十一月十一日
　埼玉県鶴ヶ島市富士見一丁目一六番二八―七〇六号　相続財産管理人　松本　和夫

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都板橋区向原三丁目三番、最後の住所東京都板橋区向原三丁目三番一三号
　被相続人　亡　岩崎　清
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十一年十一月十一日
　東京都千代田区神田神保町三―六―一五ワイズビル四階岡田・松尾法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　岡田　潤

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍山梨県甲府市寿町一〇一九番地三、最後の住所山梨県甲斐市大久保一三五七番地敷島荘
　被相続人　亡　清水多喜子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十一年十一月十一日
　事務所東京都千代田区麹町四丁目二番地第二麹町ビル六階弁護士法人法律事務所アクティブイノベーション
　相続財産管理人　弁護士　中村　穂積

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍新潟県中頸城郡三郷村大字辰尾新田一四番戸、最後の住所本籍に同じ
　被相続人　亡　宅間　チヨ
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十一年十一月十一日
　新潟県上越市大字辰尾新田一六四番地
　相続財産管理人　水野　克洋

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍新潟県古志郡山古志村大字竹沢乙八四番地、最後の住所本籍に同じ
　被相続人　亡　関　三吉
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十一年十一月十一日
　新潟県長岡市南町二丁目五番二九号
　相続財産管理人　片岡　富雄

**第３期決算公告**　平成21年11月11日

東京都港区虎ノ門四丁目１番28号
虎ノ門タワーズオフィス17階
**Ｔｏａｓｔホールディングス株式会社**
代表取締役　笹沼　泰助

**貸借対照表の要旨**（平成21年６月30日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 21,013 |
| | 固定資産 | 11,035,183 |
| | 合計 | 11,056,197 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 266 |
| | 固定負債 | 11,052,824 |
| | 株主資本 | 3,106 |
| | 資本金 | 3,000 |
| | 利益剰余金 | 106 |
| | その他利益剰余金 | 106 |
| | （うち当期純利益） | (73) |
| | 合計 | 11,056,197 |